

国立民族学博物館 インターネットによる学術情報公開のための指針

前文

近年、学術資料を利用するための技術的基盤が、長足の進歩で整備されてきた。とりわけインターネットの普及は、学術情報の流通のありかたに大きな変化をもたらし、不特定多数の人びとが学術情報にアクセスすることを可能にした。このようななかで公的機関は、学術情報だけでなく情報一般をめぐる権利関係について、つねに配慮する必要がある。そこで国立民族学博物館（以下「本館」という。）では、以下のように学術資料のインターネット公開の指針を定め、それに基づくガイドラインを別途設けて詳細を規定する。本館の研究教育職員、本館で研究活動に従事する教員及び学生等（以下「研究者」という。）、本館で事務又は技術に関する業務に従事する職員（以下「職員」という。）は、「国立民族学博物館研究倫理指針」「国立民族学博物館・博物館活動倫理指針」のほか、本指針及びガイドラインを遵守し、学術情報の適切な公開に努めなければならない。

（人権と人格の尊重）

第1条 インターネットを通じた学術情報の公開においては、国立民族学博物館研究倫理指針第1条に基づき、常に基本的人権と人間の尊厳を尊重し、プライバシー、個人情報、肖像権等を侵害しないよう留意して、その保護に努める。

（法令等の遵守）

第2条 インターネットを通じた学術情報の公開においては、国立民族学博物館研究倫理指針第2条に基づき、国際的に認められた規範、規約、条約等、および国内の法令、指針等を遵守し、とりわけ著作権法に従うよう留意する。また、大学共同利用機関法人人間文化研究機構の諸規程にも矛盾をきたすことがないよう留意する。

（文化や歴史の尊重）

第3条 インターネットを通じた学術情報の公開においては、国立民族学博物館研究倫理指針第5条に基づき、学術資料に関わるコミュニティ、地域社会、民族の文化や歴史を尊重する。学術資料の利用に関して、関係者間で意見の相違がある場合には、積極的に合意形成を図る。

（捏造、改ざん）

第4条 学術情報をインターネットで公開する場合は、国立民族学博物館研究倫理指針第10条に基づき、捏造（存在しないデータの作成）や改ざん（データの変造、偽造）、盗用（他人のアイデア、データや研究成果を適切に引用せず使用すること）の疑いのないものを公開する。真偽が不確かな情報の公開にあたっては、依拠した資料と

ともに別の解釈も可能な限り示し、インターネット利用者に判断の材料を提供するよう努める。

(インターネット利用者への配慮)

第5条 インターネット利用者が本館の学術情報を利用する場合に留意しておくべきこと(利用条件等)は、学術情報ごとにわかりやすく明示する。また、インターネット閲覧にともなって自動的に収集されるIPアドレス等の情報は、利用状況分析に用いるにとどめ、第三者に譲渡・提供しないこととし、その旨を利用者に対しても明示する。

(学術的なサイト運営の堅持)

第6条 インターネット利用者の自由な書き込みがおこなえるページに社会通念上不適切な書き込みがおこなわれた場合、正確な学術情報の提供というサイトの機能を維持するために、本館はその内容を吟味した上で、必要に応じてページの公開の中止、書き込みの削除等の措置を講ずる。また、書き込み機能のないページを第三者が不法な手段で書き変えた場合は、本館の情報セキュリティ対策基準に則って適切な処置を講じる。

(複製防止の措置)

第7条 人間文化研究機構資料特別利用規程を公正に運用するため、データベース等に掲載された学術情報を許可なく複製できないよう予防措置をとる。

(インターネット利用者の意見への対応)

第8条 本館の学術情報の公開やサイト運営が不適切であるという疑義を有するインターネット利用者に配慮し、利用者からの問い合わせを受け付けられるよう体制を整えるとともに、指摘された事項に対して速やかに対応する。

附則 本指針は、令和3年3月9日から施行する。